

東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する 意見書

去る10月11日午後5時20分ごろ、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する事故が発生した。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れてなく、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、最近では、昨年12月13日にMV22オスプレイ2機がそれぞれ名護市沿岸と普天間飛行場で事故を起こしたほか、今年8月3日には普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合に墜落し乗員3名が死亡する事故も発生している。更に、MV22オスプレイを初めとする米軍機が米軍基地のほか、奄美空港、大分空港及び新石垣空港の民間空港に緊急着陸するトラブルが短期間に相次いで発生するなど異常な事態となっている。今帰仁村議会では、平成28年9月30日に「東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即事中止を求める意見書」、平成28年12月16日に「MV22オスプレイ墜落に抗議する決議」を行った。

今回の米軍機の事故は、沖縄県町村議会議長会において「米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」を行った当日の事故であり、米軍機に関する事故等については、その都度、沖縄県議会をはじめ地元自治体等が米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

よって、今帰仁村議会は、住民の生命と財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

1. 民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
2. 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長